

## 感染症・難病対策事務業務嘱託職員業務要綱

### (趣旨)

第1条 感染症・難病対策事務業務に従事する嘱託職員の任用，勤務時間等の取扱いに関し，必要な事項を定めるものとする。

### (身分)

第2条 嘱託職員は，嘱託職員の取扱い（昭和53年4月1日制定）第2の2に規定する第1種嘱託職員とする。

### (職務)

第3条 嘱託職員の職務は，次のとおりとする。

1 特定疾患等受付業務に関すること。

(1) 特定疾患医療受給者証および特定疾患療養費の申請受付業務

(2) ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証および治療費償還払いの申請受付業務

(3) ウイルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進事業）医療受給者証および治療費償還払いの申請受付業務

(4) 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業の申請受付業務

(5) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の申請受付業務

(6) 上記(1)から(5)までの申請者のデータ入力・管理業務

2 その他感染症・難病対策の事務に関すること。

### (任用期間)

第4条 嘱託職員の任用期間は，任用の日から任用の属する年度の末日とする。ただし，特に成績が良好な者については，再任用できるものとする。

### (服務)

第5条 嘱託職員は，第3条に規定する職務を積極的に遂行し，次の事項を遵守しなければならない。

(1) 勤務時間中は，職務に専念すること。

(2) 上司の職務上の命令に従うこと。

(3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。

( 4 ) 職務に係わる法令等に従うこと。

( 勤務時間等 )

第 6 条 嘱託職員の勤務時間等については、次のとおりとする。

( 1 ) 勤務は月曜日、火曜日、水曜日、金曜日については午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までの 6 時間、木曜日については午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分までの 5 時間の勤務とする。ただし、業務上必要がある場合は勤務時間帯を変更することができる。

( 2 ) 休憩時間については、正午から午後 1 時までとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間中の別の時間帯において 1 時間の休憩時間を設けることができる。

( 3 ) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日および年末年始の休日については勤務を要しない日とする。ただし、業務の必要に応じてこれらの勤務を要しない日に出勤を命じた場合は、振り替えて休日を与えるものとする。

( 届出 )

第 7 条 嘱託職員は、病気その他の理由で業務ができなくなったときは、直ちに所属長へ届け出なければならない。

( 損害賠償の義務 )

第 8 条 嘱託職員は、職務遂行にあたり、故意または過失によって市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

( 災害補償 )

第 9 条 嘱託職員の公務災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に定めるところによる。ただし、任用期間満了まで、または 90 日間は、報酬の支給をもって休業補償にかえるものとする。

( 補則 )

第 10 条

( 1 ) この要綱について、前各条に定めるもののほかは、嘱託職員の取

扱い（昭和53年4月1日制定）によるものとし，その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は，平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年9月14日から施行する。